

元大徳九路本十七史考

神田 喜一郎

支那歴代の正史の中、(一)史記・(二)漢書・(三)後漢書・(四)三國志・(五)晉書・(六)宋書・(七)南齊書・(八)梁書・(九)陳書・(一〇)魏書・(一一)北齊書・(一二)周書・(一三)隋書・(一四)南史・(一五)北史・(一六)唐書・(一七)五代史記の十七部を合せて特に十七史と稱することは、更めて説くまでもなからう。この十七史の名目は、清の錢大昕の十駕齋養新録卷六、「十」や王鳴盛の十七史商榷卷九十九、「十」に考證する所に據ると、既に北宋時代から見れば爾後益々汎く一般に用ゐられるに至つたもので、宋元時代には、正史と言へば即ち十七史を指すに大體定まつてゐたといふ。茲に元大徳九路本十七史といふのは、元の大徳九年に江東建康道肅政廉訪司が自らその監督下に屬する九路に命じて刊刻せしめた十七史の刊本のこと、今日では稀にその中の零種が藏書家の間に傳へられてゐるに過ぎないけれども、上は南宋の國子監本の十七史を承け、下は明の南監本の二十一史に接し、それらの本と共に、實に正史の幾多棄刻本の中の正系ともいふべき清の乾隆武英殿本の二十四史の源流をなすものとして、極めて重要な地位を占めてゐるのである。然るにその刊刻の始末に就いて、いろいろ考究を要すべき問題が尠くないので、いまわたくしは試み

餘萬。郡侯謹齋夏公力贊其成。大德九年乙巳。河南雲謙跋。

三 三國志の跋語

自_レ經止_レ獲麟_二之後。馬遷以_レ紀傳易_レ編年。歷代信史流傳。不_レ忝_二董狐之筆。厥今_レ幸運昌隆。文風不振。江左憲臺。命_二諸路學校。分_二派十七史_一。侵_レ梓。池庠所_レ刊者三國志。池之爲_レ郡。士類率多_二貧窶。學計_レ虞入寡_レ贏。是舉幾至_二中輟。總管王公允宗。與學宏才。慨然以_レ化_レ今傳_レ後爲_二己任。表倡_レ之下。其應如_レ響。用_レ能鳩_レ工竣_レ事。不_レ勞_二餘力。郡博士孔淳孫。式克奉_レ命。董提以_レ底_レ於成。赫也淺見諛聞。嘉_レ與_二稽古之彥。身際_二斯文鼎新之幸會。敢拜手書_二於左方。大德丙午日南至前。進士桐鄉朱文錫謹跋。

この三つの跋語は元大德九路本十七史に關する根本史料であつて、われわれがこれを讀んで第一に窺知し得る主なことは、最初大德九年に太平路學官が「十七史書艱_レ得_二善本_一」といふ理由によつて江東建康道肅政廉訪司に十七史の刊刻を陳請したこと、その陳請に従つて江東建康道肅政廉訪司が徧く九路に移牒し十七史の刊刻を命じたこととの二事である。一體元の肅政廉訪司といふのは、御史臺若しくは行御史臺に屬して地方官を監督糾劾するのを以て任としてゐたものである。さういふ官衙に對して太平路學官が十七史の刊刻を陳請したことは、今日から考へて稍_レ奇異に感ぜられるけれども、當時に在つては常に行はれたことであつて、近人葉德輝の書林清話_{卷七}、「元時官刻_{書由下陳請}」の條を見ると、これに相似た幾多の例が擧げてある。それで江東建康道肅訪司では、副使の伯都が「浙西十一經已有_二全版。獨十七史

則未也。」といふ事を考慮し、太平路學官の陳請に従つて直に自ら監督する九路に十七史の刊刻を命じたのである。

いま元史地理志に據ると、江東建康道肅政廉訪司の監督下に屬したのは(一)寧國路・(二)徽州路・(三)饒州路・(四)集慶路・(五)太平路・(六)池州路・(七)信州路・(八)廣徳路・(九)鉛山州の八路一州であるが、この鉛山州は特に「直隸行者」とあつて、元代の地方制度上、普通の州が府或は路に隸したのに異り、直接路と共に行省に隸したので一般には之を路と同位に見做し、乃ち寧國路以下の八路に併せて九路と稱してゐたのであらうと思ふ。かくて太平路では率先して漢書を刻し自ら他の路に範を垂れ、これに倣つて他の路でもまた後漢書・三國志などを刊刻するに至つたのである。さういふ場合、實際に刊刻の任にあつたのは、ここに掲げた漢書・後漢書・三國志の三書の跋によつても明らかなるやうに、各地方の學校であつた。當時の學校は大抵學田を有して經濟的に富んでゐたが、わけても江南各地の學校は富んでゐたので、自然大部分な書籍の刊刻なども盛に行はれたのである。然し中には三國志を刊刻した池岸即ち池州路學の如き、「池之爲郡。士類率多貧窶。」を以て「學計歲入寡贏」といふやうな哀れな状態に在つたものも無いではなかつた。従つて江東建康道肅政廉訪司の命があつても、必ずしも十七史の全部が盡く刊刻せられたとは速断出來ないのであつて、果して幾何刊刻せられたものかは能く調査して見る必要がある。わたくしが諸家の藏書目録や讀書記の類に就いてその中から元大徳九路本十七史に相違なからうと認められるものを索めると、十七史の中、纔に左の九史を算するのみである。

一 史記 この完本の著録せられてゐるものは無いやうであるが、現に北京の傅增湘氏の所藏する百衲本史記の中

に殘本二十六卷の存することが藏園群書題記に見えてゐる。その言ふ所によると、「元大徳九路本二十六卷。半葉十行二十一字筆者云ふ二十一字は二十二字の誤。注雙行。同黒口。四周雙蘭。版心記存數及刊工姓名。上魚展上記饒學・番學・番江路學・樂平・錦江等字。」とある。版心に記されてゐるといふ饒學が饒州路學の略であることは殆ど疑ふ餘地がない。番學及び番江路學の番は郡の省字であらう。饒州路の領縣に鄱陽縣がある。番學は鄱陽縣學の略であると思ふ。番江路學は元代饒州府治であつた鄱陽縣の南を流れる鄱江に因んで、饒州路學のことを斯く稱したのであらう。樂平は饒州路の領州である。錦江は饒州路の領縣安江縣に在つた書院の名で、大清一統志にも饒州府の條に「安仁縣有錦江書院。在縣西南四十里。宋倪侂講學處。元至正中。其子鐘請賜額。」と見えてゐる。以上版心に記された文字によつて考へると、史記は饒州路で擔任し、饒州路學・鄱陽縣學・樂平州學・錦江書院等で刊刻したものである。この史記は元大徳九路本の中でも他の諸史に較べて傳本尤も尠く、傅增湘氏の挿架には、百衲本中の殘本の他に、別に宋の景祐本の史記を補配した殘本二十餘卷があるらしいが、同氏が百衲本の題記の中に「九路本。雖大徳所雕。而流傳於後者。視宋刻尤半。故諸家藏目絕少著錄。余景祐本中、原配入二十餘卷。今此帙又得二十六卷。亦足自豪矣。」と誇稱してゐるのを注意すべきである。

二 漢書 これは天祿琳琅書目・愛日精廬藏書志・楹書隅錄・鐵琴銅劍樓藏書目錄・傳書堂善本書目等に著録せられてゐる。それらの書の言ふ所によると、前に全文を掲げておいた通りの孔文聲の跋語が卷首の目錄の末にあつて、明らかに太平路で刊刻したものであることが分る。每半葉十行、行二十二字。その版式と孔文聲の跋語とは、別に

鐵琴銅劍樓善本書影によつて眞面目を窺知することが出来る。因に「其書出自景祐本。故謬譌尙少。」と鐵琴銅劍樓藏書目錄は傳へてゐる。

三 後漢書 これは愛日精廬藏書志・楹書隅錄・鐵琴銅劍樓藏書目錄・傳書堂善本書目・藏園群書題記等に著録せられてゐる。前に全文を掲げておいた通りの雲錦の跋語があつて、その宛陵郡學で刊刻したものであることが明らかである。尤も元代に宛陵郡と稱する土地は存在せなかつた筈であるが、當時寧國路治のあつた宣城縣の古名を宛陵と稱したので、支那の學者の習癖として、故意に寧國路學のことを、古めかしく宛陵郡學などと稱したのであらう。この後漢書が寧國路學の刊刻に依ることは、また本書に「大德九年十一月望日。寧國路儒學雲教授任内刊。」と二行に銘記されてゐることによつても證し得られる所である。寧國路儒學雲教授が本書の例の跋語に署名してゐる雲謙その人であることは言ふまでもない。版式は藏園群書題記に「半葉十行。行二十二字。注雙行。同黒口。四周雙闌。版心。上記ニ字數。下記ニ刊工姓名。」と傳へてゐるが、全く漢書と同じことである。因にこの後漢書に就いても、鐵琴銅劍樓藏書目錄に「嘉靖間刻監本。注經ニ册削。此猶出自景祐本。尙爲完書。謬譌亦少。」と稱してゐる。

四 三國志 これは愛日精廬藏書志・善本書室藏書志・適園藏書志・故宮所藏觀海堂書目等に著録せられてゐる。その池州路學の刊刻に係ることは、前に全文を掲げておいた所の朱天錫の跋語によつて明らかである。但だこの書の毎行の字數に就いて、每半葉十行、行二十二字としてゐるものと、每半十行、行十九字としてゐるものがあることは注意すべきである。即ち適園藏書志は前者であり、善本書室藏書志と故宮所藏觀海堂書目とは後者である。それに

異しむべきは、善本書室藏書志著録本を景印した益山書影には、また每半葉十行・行二十字との解説があつて、その示す書影にも確にその通りになつてゐるのである。かかる矛盾を如何に解決すべきであらうか。抑も元大徳九路本十七史は、前に掲げた漢書の跋に「令本路以西漢書率先。俾諸路咸取而式之。」とあり、その漢書が每半葉十行・行二十二字になつてゐる以上、當然漢書と同じ行款字數に従つたものと認めなければならぬ。また實際にこれまで擧げてきた史記にしても後漢書にしても、每半葉十行・行二十二字になつてゐるのである。然るに獨り三國志のみがその例に違ふといふ理由はない。善本書室藏書志著録本は、益山書影の解説によると、明の嘉靖・萬曆年間に修補した頁葉があるらしいから、その每行十九字或は二十字になつてゐるのは、恐らく原版の頁葉ではないのであらう。故宮所藏觀海堂書目に著録する本も同様に考へられる。上海の張元濟氏は近著校史隨筆の三國志の條に「元有池州本。半葉十行二十二字。比較易得。余亦曾見二部。版印均佳。然訛字極多。難稱善本。」と述べてゐる。

五 隋書 これは現に商務印書館の百衲本二十四史の中に景印せられてゐる本があるが、版心に堯學・跡學・番洋浮學・餘干・樂平・初庵・忠定・錦江・長蘆等の文字が見える。この中堯學は饒州踏學の略、従つて單に踏學とあるのも同じく饒州踏學であらう。番洋は鄱陽宮の略で、即ち鄱陽縣學に相違ない。浮學は、饒州路の領州に浮梁州があるから、その州學であると思ふ。餘干・樂平は、これ亦たいづれも饒州路の領州である。初庵以下は饒州路に在つた書院の名で、いま便宜上大清一統志の饒州府の條に據ると、初庵書院は「德興縣洽南。有初庵書院。元邑人傅立建、立號初庵。故名。」と見えてをり、忠定書院は「餘干縣有忠定書院。在縣南琵琶州。宋丞相趙汝愚與朱子講學之

處。」と見えてをり、長蕪書院は「浮梁縣有長蕪書院。在縣西南景德鎮。宋慶元三年監鎮李齊愈建。」と見えてゐて、いづれも宋代以來存在した古い書院であることが分る。錦江書院のことは前に史記の條に説明しておいた通りである。これらの版心の文字によつて、隋書の饒州路で刊刻せられたことは明らかである。毎半葉十行行二十二字。

然るに茲に元大德九路本十七史の一として瑞州路で刊刻したといふ隋書が、皕宋樓藏書志・儀順堂題跋・善本書室藏書志等に著録せられてゐるのである。この瑞州路本隋書なるものは、皕宋樓藏書志以下の言ふ所を見ると、全く饒州路本であつて、これを何故瑞州路本としたのか、實はわたくしも久しく解決し得なかつたのであるが、この頃偶々商務印書館で前年文藝叢刻の一として出版した中國雕板源流考を披閱してゐる中、漸く事情が判明するに至つた。それは同書の二十二頁から二十三頁に互つて採録してある歐郷の周自周なる者が瑞州路本隋書に序した左の一文である。

纂序錄廬陵郷校。有史記・東漢書。而無西漢。及長蕪洲書院。則僅西漢一書而已。嘗嘆安得安西書院所刊經史。會爲全書。今教瑞學。有通鑑全文。又在十七史外。至順壬申夏。□奉□省憲令。備儒學提舉。高承事言。十七史書。書本極少。江西學院。惟吉安有史記・東西漢書。贛學有三國志。臨江路學唐書。撫學五代史。餘缺晉書・南史・北史・隋書。若令龍昌路學刊 晉書。建昌路學刊 南北史。瑞州路學刊 隋書。便如其請。俾行之無怠。府委錄事歐陽將仕。同召匠計工。周教授專校勘刊雕。提舉使令自尋善本。本學首訪到建康路本十七史內隋書。考訂未免刻畫粗率。句字善訛。後得袁趙氏本頗善。今所校定。又千有餘字。

これで見ると、元の至順壬申(三年)に、龍昌路・建昌路・瑞昌路の各路では憲令、即ち肅政廉訪司の命によつて、

それぞれ晉書・南北史・隋書を刊刻したらしく、その際瑞州路では建康路本十七史の中の隋書を得、これを基礎にして隋書を校定刊刻したといふのである。元德九路本十七史の版本は、明の梅鷟の南雍志の經籍考に引く金陵新志の記事から考へると、後に集慶路(即ち建康路。天曆二年に集慶路と改めたと元史地理志に見えてゐる。)に全部あつめられたので、ここに建康路本十七史と言つてゐるのは、即ち元大德九路本十七史のことに相違なからうと思ふ。さうすると瑞州路で刊刻した隋書の底本となつたのは、實に饒州路本であつて、要するに瑞州路では至順三年に饒州路本の隋書を翻刻したのである。いま藝風堂藏書續記卷四に著録せられてゐる隋書の如き、その版心の文字によると明らかに饒州路本であるにも拘はらず、その末に江西湖東道肅政廉訪司の列銜があつて、一見甚だ奇異に感ぜられるのであるが、恐らく瑞州路で饒州路本を翻刻する際に、原刊本の版心の文字までも忠實に其儘刻したので、かかる矛盾を含んだ本が出来たのであらう。南宋樓藏書志や善本書宮藏書志に著録する本には、この江西湖東道肅政廉訪司の列銜も無く、また中國雕板源流考に引く周自周の序も無いので、果して饒州路の原刊本か瑞州路の翻刻本かを決定し難いのである。但だ南宋樓藏書志や善本書室藏書志の著者は、隋書に饒州路本の在ることを知らず、これを一概に瑞州路本とのみ思ひ込んだために、その間に存する矛盾を解決することが出来ず、南宋樓藏書志の著者は儀顧堂題跋の中に「元初饒州・樂平・浮梁・餘干皆爲州。仍隸瑞州路。至元十四年。饒州始升爲路。隋書刊于大德乙巳。故仍隸瑞州。」といふが如き驢語を弄し、善本書志の著者は、また明重刊元大德太平路刊本前漢書の條下に、何食はぬ顔に「瑞州路刊隋書。即饒州路。」と稱してゐるのである。瑞州路と饒州路とは全然土地が違ふ。前者は元時江西湖東道肅政廉

訪司の監督下に屬し、後者は江東建康道肅政廉訪司の監督下に屬したのである。これを一にするが如きは沙汰の限りといはねばならぬ。要するに隋書は饒州路で刊刻した本を以て元大德九路本十七史の一に充つべきで、それを後に瑞州路で翻刻した本もあるが、いかに面目が似てゐても、元大德九路本十七史の一に充てることは出来ないと思ふ。元大德九路本十七史とは、江東建康道肅政廉訪司の命を以て、その監督下に屬した九路で刊刻したもののみを指すからである。これがわたくしの結論である。

六 南史 これも現に商務印書館の百衲本二十四史の中に景印せられてゐる。その列傳第七十の末葉の版心に「桐學儒生趙良發謹書。自起手至開筆凡十月。」と小さく書いてあるが、桐學とは何處に在つた學校であるか明らかでない。近年傅增湘氏が永樂大典の中から本書の刊書序の全文を得たといふことで、張元濟氏の校史隨筆の南史の條に錄してあるが、それには『分刊十七史。桐川偶得南史。』の句がある。然るに桐川といふのも何處のことか分らない。張氏は「建康道九路所屬縣州。亦無名桐川者。按清一統志。廣德州屬。有桐水。在西少北。流經建平縣南。在元之廣德路境。又廣信府屬。有桐木水。在鉛山縣之南。源在福建崇安縣界。在元之鉛山州境。有桐源書院。在今貴溪縣。貴溪與鉛山爲鄰。以隋書及北史刊地例之。此當以鉛山爲近。」と考證してゐるが、適確なことは分らないのである。所がここに注意すべきことは、宋の淳熙年間に耿秉といふ者の刻した史記がある。その本は楹書偶錄にも儀顯堂題跋にも著録せられてゐるが、便宜上儀顯堂題跋の中から必要な箇所を引用すると、「淳熙丙申。張杅介父守桐川。以蜀小字本史記改寫中字。刊於郡齋。淳熙辛丑。耿秉爲郡。復補刊之。」とある。即ち張杅

が桐川の郡守であつた時に刊刻した史記を、後に耿秉がまた桐川の郡守となつて補刊したといふのである。然るに錢大昕の十駕齋養新錄(卷十三、「史記」)を見ると「予所見史記宋槧本。吳門顧抱沖所藏澄江耿秉刊ニ於廣徳郡齋一者。」の語があるから、錢大昕は耿秉の桐川に刊した史記を以て廣徳郡齋に刊した者としてをり、これに従へば桐川即ち廣徳といふことになる。張杆並に耿秉の史記を刻した桐川と、いま問題とする南史を刻した桐川とは恐らく同じ土地であるに違ひないから、さうすると南史は廣徳路で刊刻したことになる。わたくしは錢大昕の桐川即ち廣徳と考へた根據を未だ詳にせないので、必ずしもこれを主張するのではないが、茲に一説として存しておく。この南史も每半葉十行、行二十二字であることは他史と同じである。

七 北史 これも現に商務印書館の百衲本二十四史に景印してある。版心に信州路・信州儒學・玉山縣學・永豐縣學・弋陽縣學・貴溪縣學・象山書院・稼軒書院・藍山書院・道一書院等の文字が刻してあつて、その信州路で刊刻したものであることは疑ふ餘地がない。每半葉十行、行二十二字。傳本が比較的多いと見えて、鐵琴銅樓書目録・頤宋樓藏書志・善本書室藏書志・藝風堂藏書記・傳書堂善本書目等に著録せられてゐる。

八 唐書 これは善本書室藏書志・適園藏書志・傳書堂善本書目等に著録せられてゐる。最初に建康路與錄の戚明瑞なる者の序があり、またその序の末に「建康路明道書院監刊」の一行があつて、明らかに建康路の刊刻に係る。每半葉十行、行二十二字。益山書影にも見えてゐる。

九 五代史 これは善本書室藏書志・藝風堂藏書續記に著録せられてゐて、いづれも元大徳九路本十七史の一であ

ると稱してゐるが、前後に何等序跋も刊記も無いので何路の刊刻に係るものか一切不明である。然し毎半葉十行・行二十二字の版式から推して、元大徳九路本十七史の一には多分相違なからうと思はれるのである。蓋山書影にも見えてゐる。

以上、元大徳九路本十七史と認められるものは、凡て九史である。最後の五代史記はこれを澄すべき確證が無いので、これを除けば八史である。この他に張元濟氏の校史隨筆には晉書を目階したやうに書いてあるが、わたくしは未だ著録に見えてゐるのを知らない。それから南北朝時代の七史が全然缺けてゐるのは注意すべきである。これは今日宋蜀大字本とか眉山七史本とかいはれてゐる本が、當時或る程度まで廣く流布してゐて、他の諸史よりも比較的獲易かつた爲めではあるまいか。それらの點は別に宋蜀大字本七史の源流と共に、他日更めて考へてみたいと思つてゐる。また元大徳九路本十七史の版本が後に集慶路儒學にあつめられ、それがまた明の南京の國子監に傳つたことなども、宋蜀大字本七史の版本の行方とも密接な關係があるので、いまは一切觸れない。要するにわたくしがこの一文で明らかにしたのは古來元大徳九路本十七史の名が廣く世に知られてゐるにも拘はらず、果して十七史の全部が刊刻せられたものかどうか、またその所謂九路が各々何史の刊刻を分擔したのかといふ問題である。但だし何分にも材料を文獻の上に探るばかりで、實際に元大徳九路本十七史そのものを原本に就いて調査する便宜を全然得てゐないのであるから、固より誤解してゐる點も多からうと思ふ。切に博雅の教示を祈る。